

## 労災保険にかかる腰痛(災害性)の取り扱いについて

腰痛については、人間である以上誰しもがその生涯において一度は経験するとさえいわれているくらい多く発生をみている疾病であり、労働の場でも日常生活においても頻繁に発症するものです。

厚生労働省では、労災補償の対象と認定するための要件(認定基準)を定めています。

### 【災害性の原因による腰痛】

負傷などによる腰痛で、次の①、②の要件をいずれも満たす必要があります。

①腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること

②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること

腰に受けた外傷によって生じる腰痛のほか、外傷はないものの突発的で急激な強い力が原因となって筋肉等(筋、筋膜、靭帯など)が損傷して生じた腰痛も含まれます。

具体例として (1) 重量物の運搬作業中に転倒した場合 (2) 重量物を2人で担いで運搬する最中にそのうちの1人が滑って肩から荷を外した場合 (3) 持ち上げる重量物が予想に反して重かったり、逆に軽かったりした場合 (4) 不適切な姿勢で重量物を持ち上げた場合があげられます。

### 【注意していただきたい傷病名】

まず、「ぎっくり腰」(病名「急性腰痛症」)については、日常生活と労働の場及び腰部に作用した力の程度にかかわらず、いわば無差別に発症することから、一般に労働との関連は薄いとされています。しかしながら、労働に際して腰部に通常の連続動作と異なる内的な力が作用したことが医学的にもあり得るとされているため、腰部に対する急激な力の作用が、業務遂行中に突発的な出来事として生じたことが明らかに認められるものについては、業務上の疾病として取り扱うこととなります。但し、基礎疾患等が関連する場合には、その疾患等の影響も考えられるので、これらを調査して判断することとなります。

他には、腰椎分離症、すべり症及び椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ないといわれています。

しかし、椎間板ヘルニア等の既往症または基礎疾患のある労働者が、仕事により、その疾病が再発したり重症化したりした場合には、その前の状態に回復させ

るための治療に限り労災補償の対象となります。

また、腰痛は加齢による骨の変化によって発症することが多いことから、このような加齢が原因の場合は労災補償の対象とならないため注意する必要があります。

#### 【最後に】

腰痛を起こす要因は多種多様であるため、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、取り扱い重量物の形状、重量、作業姿勢持続時間、回数等、また、被災者の性別、年齢、体格、素因、基礎疾患、さらに、腰部に負荷のかかる作業従事歴及び従事期間等の客観的条件等を総合的に調査した上で業務上外の判断を行うこととなります。

請求する上でご不明な点等がございましたら、所轄監督署労災担当にご相談ください。